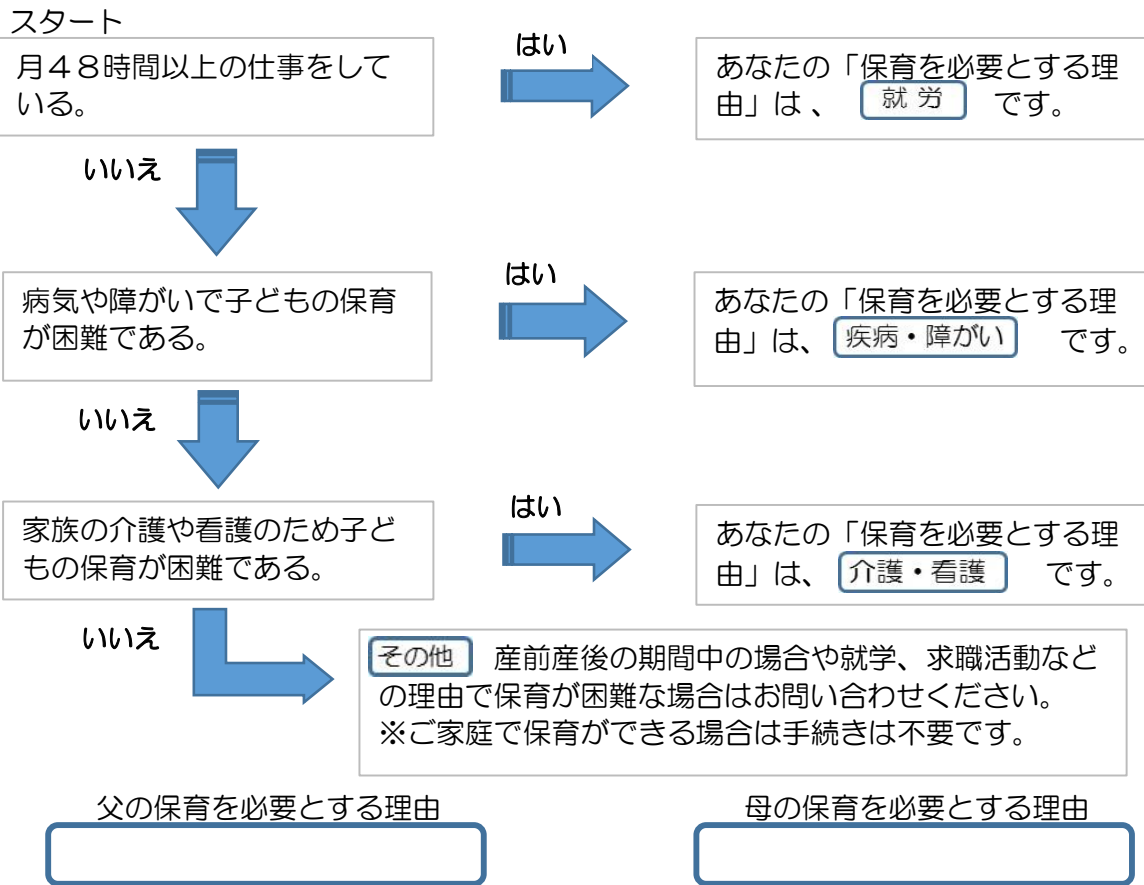


預かり保育料の無償化のための手続きについて

預かり保育料の無償化は父母ともに「保育を必要とする理由」がある方が対象です。

1 「保育を必要とする理由」があるかどうか、下の図で確認してください。



2 申請に必要な書類（①～②）をご利用中の幼稚園・認定こども園へ提出してください。

※出雲市へ保育所入所申込中の方の申請は不要です。ただし、入所申込を取り下げる方は申請が必要です。

- ① 申請書（子ども1人につき1枚必要です。）
- ② 「保育を必要とする理由」を証明する書類（父母それぞれの理由により必要な証明書が違います。）
※裏面の一覧表でご確認ください

3 申請書等の提出先

提出先: 各幼稚園・認定こども園 または 保育幼稚園課

4 お問い合わせ

出雲市役所 保育幼稚園課

電話 0853-21-6964

FAX 0853-21-6413

◇預かり保育料の無償化の対象者及び必要書類について

保育を必要とする理由	認定期間	書 類	備 考
月48時間以上の就労	最長で児童の小学校就学まで	「就労（予定）証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社や官公署等に就労されている場合、事業主や施設長等、公の証明書を発行することができる方の証明が必要です。 ◆ 自営業・農業・漁業等に従事している場合は、取引先事業所か地区の民生委員の証明が必要です。 ◆ 内職の場合、発注者の証明が必要です。 ◆ 就労「予定」で提出された場合、就労開始後に「就労中」の証明書の再提出が必要です。 ◆ 産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、記載欄に期間を明記してください。
産前産後	出産予定日の前後8週の属する月の初日から月末まで	「保育を必要とする事由申立書」＋「母子手帳（コピー）」	保護者名と出産予定日が確認できる部分をコピーし、提出してください。
疾病・負傷・障がい	療養の必要がなくなるまで	「保育を必要とする事由申立書」＋「診断書」または「各種障がい者手帳（コピー）」	
親族の介護・看護	介護・看護の必要がなくなるまで	「保育を必要とする事由申立書」＋被介護者の「診断書」または「各種障がい者手帳・介護保険証（認定済）等（コピー）」	
災害復旧	災害復旧が終了するまで	「保育を必要とする事由申立書」＋「り災証明書」	
求職活動	開始日から90日を経過する日の月末まで ※就労開始すれば認定期間変更	「保育を必要とする事由申立書」	
就学・職業訓練	卒業（修了）月の月末まで	「保育を必要とする事由申立書」＋「学生証（コピー）」または「在学を証明できる書類」もしくは「職業訓練を受講していることが分かる書類」＋「カリキュラム（コピー）」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。 ◆ カリキュラムは、受講期間及び受講時間のわかるものを提出してください。
児童虐待・DV	事由が解消されるまで	保育幼稚園課へご相談ください。	
市が特に認める場合	市が必要と認める期間	保育幼稚園課へご相談ください。	

★育児休業中の方の認定の取り扱いについて

幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）に入園しているお子さんの預かり保育

⇒育児前から恒常的に預かり保育を利用している場合は、無償化の対象になります。（畜休中の新規申込は無償化の対象にはなりません。）

★「就労（予定）証明書」、「保育を必要とする事由申立書」、「診断書」は出雲市所定様式での提出が必要です。

保育幼稚園課 および 各幼稚園・認定こども園で配付しています。必要な方はお申し出ください。

★「診断書」は医師の診断・証明が必要です。